

令和5年第9回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月1日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 4F-1会議室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員7名

1番	久保 賢一	2番	後藤 利夫
3番	彌田 和好	4番	齊藤 孝一
5番	久恒 美千代	6番	星野 賢一
7番	小畑 義宏	※	番号は議席番号

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時00分 開会

(局長)只今より令和5年第9回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんこんにちは。本日は新体制になって2回目の総会で、新人の方は不安であると思いますが、すぐになれるので安心していただきたいと思います。さて、今月末までの農地パトロールについては、まだまだ残暑で大変だと思いますが、熱中傷に十分気をつけ、引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。ここで、わたくしからの提案がございます。7年前の農業委員会法の改正により、当初は農業委員と最適化推進委員の業

務は大まかに分かれていたのですが、近年業務も随分と重なってまいりました。また、別府市の場合は、農業委員の最適化活動や農地パトロールなど一緒に実施しており、今年度から実施の地域計画などでも協力する必要もございます。そこで、今まで以上に農業委員会が結束するため、推進委員が総会に出席している場合は、担当地区に限らず審議への意見や質問など積極的な発言をしていただきたいと思います。ただし、議決権については法律に明記されているため推進委員に拡大することができませんが、審議をする上での意見を発言していただきたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

(各委員)異議なし

(会長)それでは、今後の総会において、推進委員の審議への発言を認めることといたしますので、ご協力のほどお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(議長)ご異議がないようでありますので、4番職務代理、5番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、本日の審議に入ります。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。これは農地中間管理機構を通じて貸借するものでございます。議案第1号については、東山2区の推進委員は関係者で審議には入れませんので、ここで退室をお願いいたします。

(東山2区推進委員退出)

(議長)では、申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 土地所有者別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振地域・農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況田、1,203 m²のうち 890 m²です。借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸し付けについて、市町村が認めるものです。説明は以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いいたします。

(5番委員) 先日、推進委員さんと現地を確認してまいりました。申請地は山の口の県道沿いにあります。今年から東山パレットが植え付けをしており、周りも草刈をして管理している状態でした。貸付人は現在週3回透析に通っていて農業が出来なくなったと聞いております。借り請け人の東山パレットについては、この土地以外にも管理がなされており、きちんとした会社でもあるので、問題ないと思います。

(議長) ありがとうございます。只今、5番委員からの補足説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) 意見なし

(議長) 特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続いて申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の3ページをお開きください。申請番号2 土地所有者別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振地域・農用地区域。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況田、363㎡のうち298㎡、4筆、計3,856㎡のうち3,135㎡です。借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地の貸し付けについて、市町村が認めるものです。説明は以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いいたします。

(5番委員) こちらも推進委員さんと現地を確認してまいりました。申請地は高低差のある土地ではあるのですが、県道から機械の搬入も出来ますし問題ないと思います。申請地は以前から東山パレットが管理しており、申請地の周辺もパレットが管理していますので、まったく問題ありません。

(議長) ありがとうございます。只今、補足説明が終わりました。申請番号2番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(7番委員)はい、事務局にお聞きしますが、面積が登記の面積ではなく、内訳になっているのは畦畔の面積を除いた面積なのでしょうか。

(事務局)はい、おそらくはそうであると思います。こちらは農林水産課が受け付けいたしますので、申請書のとおり面積を記入しております。

(7番委員)細かい数字が書いてあるので、測量をしているのですか。

(事務局)農林水産課で畦畔の率が決まっていると聞いております。

(6番委員)これは新規案件でしょうか。

(事務局)はい、新規案件です。

(6番委員)別府市を代表する企業でしょうから、頑張ってくださいと思います。

(議長)他にご意見、ご質問はございませんか。

(議長)他にご意見・ご質問もないようであります。それでは、申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここで、退出した東山2区推進委員の入室をお願いします。

(東山2区推進委員着席)

(議長)東山2区推進委員、只今、議案第1号申請番号1番及び2番の審議の結果、承認が決まりました。

(東山2区推進委員)どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

(議長)ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1から番号4について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)ありません

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第2号開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)ありません

(議長)特にご質問もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

(事務局)この後、3時から農業会議による農業委員会研修を計画しておりますので、3時にはこの会場にお集まり下さい。

午後4時40分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会 長 _____

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____